

新学習指導要領とN I E

長野県新聞活用教育(N I E)推進協議会長
信州大学学術研究院教育学系教授

松本 康



小・中学校の新学習指導要領は昨年(2017年)告示され、高等学校は今年3月に告示された。周知期間と移行期間を経て、全面実施は小学校が2020年、中学校が2021年、高等学校が2022年である。

今後必要とされる学力について新学習指導要領では「①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等」の3つの視点から示され、③の「学びに向かう力、人間性等」は今回新しく加えられた。学習方法の特徴として「主体的、対話的で深い学び」がうたわれている。これは検討段階には「アクティブ・ラーニング」と呼ばれていたもので、小・中・高すべての「総則」に「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」という項目が設けられた。

この学習指導要領の援護射撃の意味もあって、高大接続の政策として2021年から大学入試センター試験が記述式を含む「大学入学共通テスト」に衣替えされることになり、大学入試の個別学力試験についても上のような学力観が適用されることになった。

「主体的・対話的で深い学び」は良く言えば意欲的で、間違った方向ではないが、悪く言えば欲張っていて、現状の体制でできるのか危ぶむ声もある。これを本当に実現するためには活動の時間が足りない。与えられた教科の時間枠を無難にこなす発想の中では形式的な指導がまかり通ることにならないだろうか。個人的には心配である。

「総則」には「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けて各教科等の指導の配慮事項が記述されているが、この中に「新聞」という言葉が含まれたことに注目したい。

「情報活用能力の育成」に関する項目の「各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」(下線筆者)という記述である。すべての教科にまたがる情報活用能力を育成するための教材として、統計資料に加えて新聞が挙げられた意味は大きい。新学習指導要領の教科の内容に「新聞」という言葉が含まれるのは「国語」(小,中)、「社会」(小,中)、「地理歴史」(高)、「公民」(高)、「外国語」(高)である。これらの教科における新聞の位置づけは現行の学習指導要領と大きく変わらないが、「総則」において、全教科・領域における新聞活用の基盤が整ったといえる。

新聞は応用問題の塊である。「主体的・対話的で深い学び」は正解の決まっていない問題について、仲間とともに協力しながら正しいと思われる解決策を模索し、自分たちの未来を創造する営みである。NIEにとっては今までの取り組みを生かせる追い風である。